

水質検査表

新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採水の可否、検査の回数、検査の省略の可否

項目 No.	項目名	給水栓 以外での 水の採取	検査回数	検査回数の 減	省略の 可 否	年 間 検 査 実 施 回 数									
						湯 田 水 系					沢 内 水 系				
						浄 水				原 水	浄 水				原 水
						湯 川 配水系	耳 取 配水系	湯 田 配水系	新田郷 配水系	す べ て の 原 水	若 畑 配水系		中 部 配水系	新 町 配水系	す べ て の 原 水
						小俣沢 水 源	岩滑沢 水 源	巢子沢 水 源	細 内 水 源		貝 沢 水 源	若 畑 水 源	中 部 水 源	新 町 水 源	
—	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回 以上	不可	不可	365	365	365	365	/	365	365	365	365	/
1	一般細菌		概ね1日 1回以上			12	12	12	12		12	12	12		
2	大腸菌														
3	カドミウム及びその化合物	一定の 場合可 注1	概ね3月に 1回以上	注2の とおり	注3のとおり	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物														
5	セレン及びその化合物														
6	鉛及びその化合物														
7	ヒ素及びその化合物														
8	六価クロム化合物														
9	亜硝酸態窒素	不可	不可	不可	不可	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン														
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の 場合可 注1	概ね3月に 1回以上	注2の とおり	注3のとおり	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	フッ素及びその化合物														
13	ホウ素及びその化合物														
14	四塩化炭素														
15	1,4-ジオキサン														
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン														
17	ジクロロメタン														
18	テトラクロロエチレン														
19	トリクロロエチレン														
20	ベンゼン														
21	塩素酸	不可	不可	不可	不可	4	4	4	4	/	4	4	4	4	/
22	クロロ酢酸														
23	クロロホルム														
24	ジクロロ酢酸														
25	ジブロモクロロメタン														
26	臭素酸														
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)														
28	トリクロロ酢酸														
29	ブロモジクロロメタン	不可													
30	ブロモホルム														
31	ホルムアルデヒド														

